

令和6年  
8月1日  
から

## 育児・介護休業手当金の給付上限相当額が変わりました

給付上限相当額とは、育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている上限額をいいます。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100(休業期間が180日まで)	14,334円 (7月まで 14,097円)
	50/100(休業期間が181日以降)	10,697円 (7月まで 10,520円)
介護休業手当金	67/100	15,778円 (7月まで 15,513円)

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816

共済だより 2024.9 No.354

05